

伊 監 第 2 0 4 号
平成 31 年 1 月 17 日
(2019 年)

様

伊丹市監査委員 寺田 茂晴

伊丹市監査委員 杉 一

財政援助団体等監査結果報告

地方自治法第199条第7項の規定により、平成30(2018)年度に実施した財政援助団体等監査の結果は、次のとおりでした。

同条第9項の規定に基づき提出いたします。

<監査の対象>

社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会

監査結果報告

第1 監査の種類

財政援助団体監査、公の施設の指定管理者監査

(地方自治法第199条第7項による監査)

第2 監査の対象

本監査は、以下の団体及び所管部局において、平成29(2017)年度に執行された、市の補助金及び公の施設の管理運営に関する出納その他の事務を対象に監査を実施しました。ただし、必要がある場合は、対象年度以外にも及ぶこととしました。なお、指定管理業務については、伊丹市地域福祉総合センターを対象に監査を行いました。

社会福祉法人 伊丹市社会福祉協議会		
健康福祉部	地域福祉室	地域・高年福祉課
	生活支援室	自立相談課

第3 監査の着眼点

所管事務事業が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、主に、以下の着眼点により監査を実施しました。

① 所管部局の事務について	<ul style="list-style-type: none">・補助金等財政的援助の法的根拠は適正か。・補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。・補助金等の交付決定は法令等に適合しているか。・補助金等の額の算定・交付方法、時期、手続等は適正か。・補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認されているか。・精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。・補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。・補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。 <hr/> <ul style="list-style-type: none">・管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。・協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。・管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。・事業報告書の点検は適切になされているか。・指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
---------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定書、仕様書等に基づき、適切に施設、備品が管理されているか。 ・ 協定書、仕様書等に基づき、適切に事業が実施されているか。 ・ 指定管理者制度の採用により、効率的な管理、運営を図られ、利用促進が働くものとなっているか。指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。 ・ 指定管理者の施設利用に関する権限の行使は適正か。 ・ 利用料金制を採用せず、指定管理者が使用料等を徴収又は収納している場合、その使用料等を適正に払い込んでいるか。 ・ 指定管理者の指定の法的根拠は適正か。
② 財政援助団体の事務について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書は符号するか。 ・ 事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。 ・ 補助金等に関する出納関係帳票の整備、記帳は適正になされているか。 ・ 補助金の目的外流用はないか。 ・ 精算報告は適正に行われているか。精算の時期は適切か。
③ 公の施設の指定管理者の事務について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。 ・ 条例に基づき、使用料等の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。 ・ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。 ・ 公の施設の管理に係る出納関係帳票の整備、記帳は適正になされているか。

なお、事務の執行体制、各事務にかかる業務量と頻度、事務処理の複雑性等から誤り等が発生するリスクを考慮し、監査を実施しました。

第4 監査の主な実施内容

本監査の実施にあたっては、財政援助団体に対し、関係帳簿及び書類の提出を求めて確認、突合、閲覧を行い、必要に応じて財政援助団体及び所管部局の関係職員より事情を聴取し、あるいは財政援助団体及び所管部局へ赴き実査する等、伊丹市監査基準に則り、公正妥当な方法により実施しました。

第5 監査の日程

平成 30 年(2018 年)10 月 15 日～平成 30 年(2018 年)12 月 20 日

第6 監査の結果

監査対象団体の概要及び補助対象事業・指定管理事業の状況、改善を要する主な事項は、以下に示すとおりです。以下に示すもののほか、事務処理の一部において見受けられた軽微な誤り等については、口頭にて指導しました。

なお、指摘事項は監査時のものであり、現行と相違する場合がありますので、念のため申し添えます。

社会福祉法人 伊丹市社会福祉協議会

I 監査対象団体の概要

1 設立年月日

昭和 48 年（1973 年）4 月 11 日

2 事務所の所在地

伊丹市広畑 3 丁目 1 番地

3 設立の目的

伊丹市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ること

4 事業の概要

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前 3 項に掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 福祉相談事業
- (8) 法外援護資金貸付事業
- (9) 善意銀行に関する事業
- (10) 福祉サービス利用援助事業
- (11) ボランティア活動の振興
- (12) 伊丹市立障害者福祉センターの経営
- (13) 障害福祉サービス事業
- (14) 相談支援事業
- (15) 障害者就労支援事業
- (16) 移動支援事業
- (17) 手話通訳事業

- (18) 緊急通報システム事業
- (19) 伊丹市立地域福祉総合センターの経営
- (20) 伊丹市地域包括支援センター
- (21) 障害者専門職業紹介事業
- (22) 任意後見監督、成年後見監督、保佐監督及び補助監督の事務
- (23) 家計相談支援事業
- (24) 生活支援体制整備事業
- (25) 障害者専門職業紹介事業
- (26) 日本赤十字事業への協力
- (27) 伊丹市民生委員児童委員への協力
- (28) その他この法人の目的達成のため必要な事業

5 伊丹市との関係

社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会は、29 年度決算では、伊丹市から下記補助金の交付を受け、総額 108,662 千円の補助金収入を計上しています。

- ・地域福祉推進事業補助金（地域・高年福祉課）
- ・ボランティア活動振興補助金（地域・高年福祉課）
- ・社会福祉協議会運営補助金（地域・高年福祉課）
- ・生活困窮者自立相談支援事業補助金（自立相談課）

同法人は、下記の公の施設の指定管理者となっており、29 年度決算では、総額 249,950 千円の受託料収入を計上しています。（*印が監査対象とした施設）

- ・伊丹市立地域福祉総合センター(*)
- ・伊丹市立障害者福祉センター
- ・伊丹市立障害者デイサービスセンター

II 監査対象団体の経営成績等

1 経営成績

法人単位事業活動計算書の前年度比較は、次のとおりです。

(単位 円・%)

科 目		平成28年度	平成29年度	対前年度増減額	増減率
サービス活動増減の部	会費収益	2,428,892	2,429,892	1,000	0.0
	寄附金収益	3,910,850	996,717	△ 2,914,133	△ 74.5
	経常経費補助金収益	149,239,676	122,040,017	△ 27,199,659	△ 18.2
	助成金収益	1,070,000	1,030,000	△ 40,000	△ 3.7
	受託金収益	383,966,141	422,449,252	38,483,111	10.0
	貸付事業収益	1,072,071	2,054,920	982,849	91.7
	事業収益	1,242,534	1,320,065	77,531	6.2
	障害者サービス等事業収益	6,267,858	6,642,244	374,386	6.0
	サービス活動収益計	549,198,022	558,963,107	9,765,085	1.8
	人件費	415,890,623	428,924,944	13,034,321	3.1
	事業費	96,654,622	91,044,453	△ 5,610,169	△ 5.8
	事務費	14,565,723	13,541,385	△ 1,024,338	△ 7.0
	貸付事業費用	1,190,660	2,140,420	949,760	79.8
	共同募金配分金事業費	11,707,000	10,849,000	△ 858,000	△ 7.3
	助成金費用	10,841,199	9,370,106	△ 1,471,093	△ 13.6
	負担金費用	1,051,479	997,340	△ 54,139	△ 5.1
	減価償却費	1,103,173	871,247	△ 231,926	△ 21.0
	徴収不能額	884,847	283,000	△ 601,847	△ 68.0
	サービス活動費用計	553,889,326	558,021,895	4,132,569	0.7
サービス活動増減差額	△ 4,691,304	941,212	5,632,516	△ 120.1	
サービス活動外増減の部	受取利息配当金収益	48,933	35,470	△ 13,463	△ 27.5
	その他のサービス外活動外収益	902,171	1,266,554	364,383	40.4
	サービス活動外収益計	951,104	1,302,024	350,920	36.9
	費用			0	-
	サービス活動外費用計	0	0	0	-
サービス活動外増減差額	951,104	1,302,024	350,920	36.9	
経常増減差額	△ 3,740,200	2,243,236	5,983,436	△ 160.0	
特別増減の部	収益			0	-
	特別収益計	0	0	0	-
	費用			0	0.0
	特別費用計	3	3	0	0.0
特別増減差額	△ 3	△ 3	0	0.0	
当期活動増減差額	△ 3,740,203	2,243,233	5,983,436	△ 160.0	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額	39,078,299	32,679,825	△ 6,398,474	△ 16.4
	当期末繰越活動増減差額	35,338,096	34,923,058	△ 415,038	△ 1.2
	基本金取崩額	0	0	0	-
	基金取崩額	0	0	0	-
	その他の積立金取崩額	1,258,130	6,330,046	5,071,916	403.1
	その他の積立金積立額	3,916,401	2,969,256	△ 947,145	△ 24.2
次期繰越活動増減差額	32,679,825	38,283,848	5,604,023	17.1	

2 財政状況

法人単位貸借対照表の前年度比較は、次のとおりです。

(単位 円・%)

科 目	平成28年度	平成29年度	対前年度増減額	増減率
流動資産	73,528,954	94,698,454	21,169,500	28.8
現金預金	68,038,643	88,938,124	20,899,481	30.7
未収金	4,758,612	5,009,928	251,316	5.3
貯蔵品	7,699	13,024	5,325	69.2
前払金	724,000	737,378	13,378	1.8
固定資産	182,099,901	185,010,092	2,910,191	1.6
基本財産	2,000,000	2,000,000	0	0.0
定期預金	2,000,000	2,000,000	0	0.0
その他の固定資産	180,099,901	183,010,092	2,910,191	1.6
建物	8,589,820	8,341,240	△ 248,580	△ 2.9
車輛運搬具	46,003	9	△ 45,994	△ 100.0
器具及び備品	1,081,261	1,065,388	△ 15,873	△ 1.5
ソフトウェア	566,272	313,344	△ 252,928	△ 44.7
長期貸付金	2,217,000	1,861,000	△ 356,000	△ 16.1
退職給付引当資産	65,856,489	73,046,845	7,190,356	10.9
福祉基金積立資産	75,085,065	71,881,321	△ 3,203,744	△ 4.3
ボランティア基金積立資産	23,105,498	22,960,952	△ 144,546	△ 0.6
貸付基金積立資産	3,552,493	3,539,993	△ 12,500	△ 0.4
資産の部合計	255,628,855	279,708,546	24,079,691	9.4
流動負債	45,570,155	59,549,219	13,979,064	30.7
事業未払金	26,938,742	34,435,495	7,496,753	27.8
その他の未払金	18,623,413	25,112,724	6,489,311	34.8
前受金	8,000	1,000	△ 7,000	△ 87.5
固定負債	73,635,819	81,493,213	7,857,394	10.7
退職給付引当金	73,635,819	81,493,213	7,857,394	10.7
負債の部合計	119,205,974	141,042,432	21,836,458	18.3
基本金	2,000,000	2,000,000	0	0.0
基本金	2,000,000	2,000,000	0	0.0
基金	101,743,056	98,382,266	△ 3,360,790	△ 3.3
その他の基金	101,743,056	98,382,266	△ 3,360,790	△ 3.3
次期繰越活動増減差額	32,679,825	38,283,848	5,604,023	17.1
次期繰越活動増減差額	32,679,825	38,283,848	5,604,023	17.1
(うち当期活動増減差額)	△ 3,740,203	2,243,233	5,983,436	△ 160.0
純資産の部合計	136,422,881	138,666,114	2,243,233	1.6
負債及び純資産の部合計	255,628,855	279,708,546	24,079,691	9.4

Ⅲ 補助対象事業の概要

1 補助等の目的

伊丹市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ること

2 補助金等交付根拠

社会福祉法第 58 条、伊丹市社会福祉協議会に係る補助金交付要綱

3 補助対象事業及び対象経費（いずれも予算の範囲内）

- (1) 地域福祉推進事業補助 当該事業にかかる人件費及び事業費
- (2) ボランティア活動振興事業補助 当該事業にかかる人件費及び事業費
- (3) 社会福祉協議会運営補助 運営にかかる人件費及び物件費
- (4) 生活困窮者自立相談支援事業 当該事業にかかる出向職員の人件費

4 予算措置（平成 29 年度一般会計）

款	項	目	節	説明	予算額(千円)	決算額(千円)
民生費	社会福祉費	社会福祉 総務費	負担金補助 及び交付金	地域福祉推進事業補助金	40,829	37,245
				ボランティア活動振興補助金	12,779	12,104
				社会福祉協議会運営補助金	48,399	41,881
				生活困窮者自立相談支援事業補助金	18,188	17,432

IV 指定管理の概要

1 指定管理に係る協定期間及び管理経費

- (1) 協定期間 平成 26 年（2014 年）4 月 1 日～平成 31 年（2019 年）3 月 31 日
- (2) 管理経費 28,120,926 円（平成 29 年度。税込。修繕料 340,102 円を含む）

2 管理施設

- (1) 名 称 伊丹市立地域福祉総合センター
- (2) 所 在 地 伊丹市広畑 3 丁目 1 番地
- (3) 設置目的 市民の地域福祉活動を支援するとともに、地域福祉の総合的な推進を図ること

3 指定管理者の行う業務の内容

- (1) 地域福祉の推進に関すること
- (2) 福祉団体等の支援及び連携に関すること
- (3) 地域福祉活動のため、施設をその利用に供すること
- (4) 地域福祉活動を行う市民の交流の促進に関すること
- (5) 地域福祉に関する情報、資料の収集及び提供に関すること
- (6) 地域福祉に関する講座等を開設すること
- (7) 地域福祉に関する啓発に関すること
- (8) その他市長が必要と認める事業

4 予算措置（平成 29 年度一般会計）

款	項	目	節	説明	予算額(千円)	決算額(千円)
民生費	社会福祉費	社会福祉 総務費	委託料	地域福祉総合セ ンター管理運営 委託料	28,182	28,121

5 指定管理に係る収支状況（平成 29 年度実績）

（単位：円）

費 目		金 額
収 入	指定管理料	28,120,926
	収入合計	28,120,926
支 出	人件費	11,328,926
	職員給料	5,735,460
	職員賞与	2,002,163
	非常勤職員給与	2,031,920
	法定福利費	1,559,383
	事業費	14,788,721
	水道光熱費	5,718,656
	修繕費	340,102
	通信運搬費	71
	業務委託費	8,619,516
	賃借料	110,376
	事務費	1,859,427
	福利厚生費	21,674
	事務消耗品費	67,142
	印刷製本費	256,921
	通信運搬費	149,177
	手数料	98,261
	保険料	38,150
	賃借料	311,102
	租税公課	917,000
	支出合計	27,977,074
収支差額		143,852

V 指摘事項

[団体：社会福祉法人 伊丹市社会福祉協議会]

主として平成 29 年度の市の補助金及び公の施設の管理運営に関する出納その他の事務について監査を実施しました。

その結果、指摘事項はありません。

[所管部局：健康福祉部 地域福祉室 地域・高年福祉課]

1 補助金について

(1) 補助対象となる退職給付にかかる支出について

社会福祉協議会運営補助のうち、退職給付にかかる支出額については、社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会職員退職手当基金の設置、管理および処分に関する規程第 2 条第 1 号に「当該年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額と前年度末の退職給付引当金との差額」を積み立てる旨が規定され、これに基づいて算定されています。

しかし、退職給付にかかる支出である、①平成 29 年度末在職者にかかる退職給付引当金繰入額（29 年度アップ分）、②平成 29 年度末退職者の退職手当と当該職員の前年度末引当金の差額（29 年度アップ分）、③平成 29 年度途中退職者の退職手当と当該職員の前年度末引当金の差額（29 年度アップ分）、④平成 29 年度退職者の加給分のうち、どれが平成 29 年度の補助対象となっているか把握できていませんでした。

退職給付にかかる支出として補助対象となる費用を明確にしてください。

(2) 退職給付にかかる支出額の確認について

平成 29 年度は、退職給付にかかる支出額として、①平成 29 年度末在職者にかかる退職給付引当金繰入額と、②平成 29 年度末退職者の退職手当と当該職員の前年度末引当金の差額、の合計を補助対象としていました。これらの補助対象額を確認するためには、退職給付引当金繰入額を確認できる資料と、対象となる職員に対して費用として支出した退職手当額を確認できる資料が必要となります。

この補助対象額については、伊丹市社会福祉協議会から提出を受けた実績報告書である収支計算書において、退職金積立預金支出から受取利息を控除することで確認することができるとのことでした。しかし、社会福祉法人会計基準において、退職給付引当金と退職金積立預金の金額を一致させることは義務づけられて

いないため、退職積立預金支出の金額と退職給付引当金繰入額の額は一致するとは限りません。

今後は、収支決算書とは別に退職給付引当金明細書等を徴取することで、繰入額や手当額の確認を確実に行ってください。